

# あさくち権利擁護推進センター

社会福祉法人  
**浅口市社会福祉協議会**  
 〒719-0243  
 岡山県浅口市鴨方町鴨方73番地  
**電話 0865-44-7744**  
**FAX 0865-44-1113**  
 e-mail : fukuasa@mx1.kcv.ne.jp



- 相談員による相談（窓口、電話、メール等）
  - 月曜日から金曜日（祝日および年末年始は休館になります）
  - 午前8時30分から午後5時
- \*相談者の秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

次の事業も連携して行っています

## 日常生活自立支援事業

高齢の方や障がいがある方が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行やそれに伴う日常的な金銭管理などを行います。利用者の支援は、社会福祉協議会の専門員と生活支援員が行います。利用は有料です。

- 援助内容
  - ・福祉サービスの利用援助（福祉サービスの利用に関する手続き、生活相談等）
  - ・日常的な金銭管理サービス（福祉サービス利用料や公共料金の支払い等）
  - ・書類等の預かりサービス（重要な書類や預貯金通帳等の保管）

\*詳しくは浅口市社会福祉協議会までお問い合わせください。

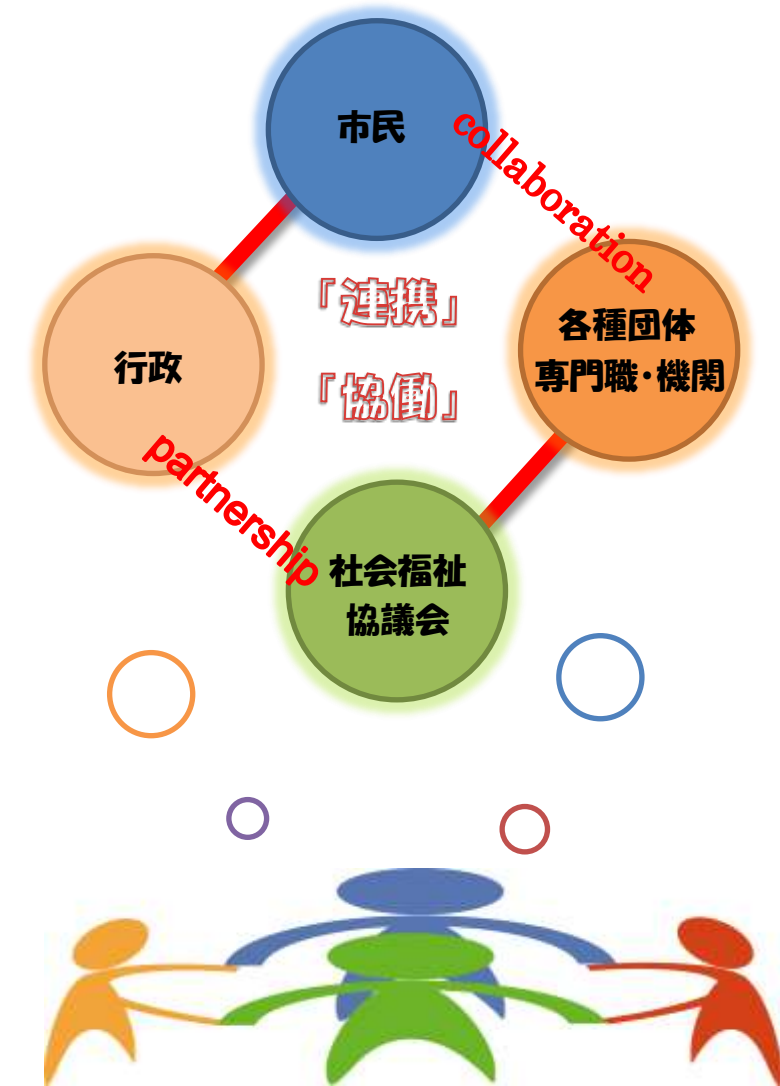


# あ さ く ち

けん り よう ご すい しん

# 権利擁護推進センター

市民・行政・各種団体・専門職・専門機関・社会福祉協議会が互いに協力し、「地域福祉の推進」「権利擁護の推進」を目指します。



社会福祉法人 **浅口市社会福祉協議会**

社会福祉協議会はまちの福祉の応援団です

# だれもが住み慣れた地域で安心して生活するために

権利擁護推進センターでは、多くの市民の方に利用していただくために、次の事業を行っています。

## 成年後見制度利用相談

- 制度の説明や申立て手続きの支援、後見人活動の相談に応じます。
- 後見人等になられている家族や親族の相談に応じます。
- 相談内容に応じて、法律相談等の専門機関を紹介します。

\*相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。



## 福祉サービス総合相談

- 福祉・介護サービス等についての情報提供、地域福祉活動・ボランティアに関すること、日常生活自立支援事業の利用相談、権利擁護に関する一般的な相談等、相談員が解決に向けて助言等を行います。



## 権利擁護の普及・啓発・連携

- セミナー開催、地域に赴き出前講座、相談会等を行います。
- 住民、関係機関及び団体、専門職、行政等と連携した活動を行います。



## 法人後見の受任

- 家庭裁判所の審判に基づき、浅口市社会福祉協議会が後見人等になり、金銭管理、福祉サービスの利用手続きや契約、重要な法律行為を本人に代わって行います。



## 市民後見人の活動支援

### 市民後見人とは

判断能力の不十分な高齢者・障がい者の後見活動を地域の一般市民が行う活動です。新たな社会貢献の形として注目されています。

市民後見人養成講座を受講（行政）



市民後見人候補者として登録（行政）



社会福祉協議会と協働で権利擁護推進の活動を開始



社会福祉協議会の法人後見支援員として市民後見人活動を開始

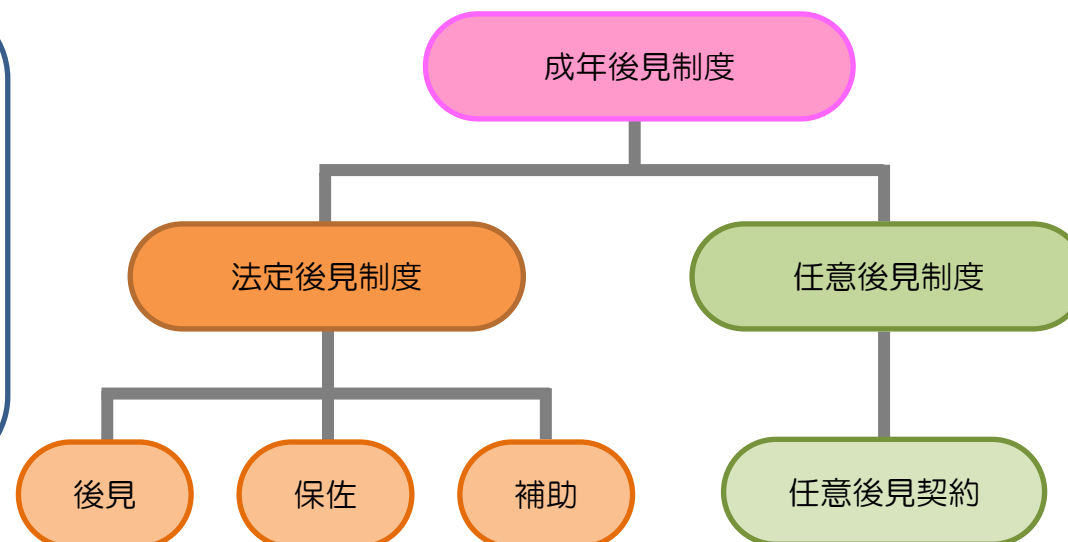
### ■市民後見人を募集しています

市民後見人の活動に関心のある方、社会貢献活動を行いたい方は、**地域包括支援センター（電話44-7388）**または**社会福祉協議会（電話44-7744）**までお問い合わせください。



### 成年後見制度とは

認知症、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分なため、金銭管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難であったり、消費者被害に遭う恐れがあります。このような方々を家庭裁判所の審判により選ばれた後見人等が本人を保護し支援する制度です。



成年後見制度は、既に判断能力が不十分な状態にある方を保護する「法定後見制度」と、判断能力がある方が、判断能力の低下に備え公正証書を作成し支援者や支援内容を決めておく「任意後見制度」の2つに分けられます。また、法定後見制度は、判断能力により「後見」「保佐」「補助」の類型に区分されています。



\*詳しく浅口市社会福祉協議会までお問い合わせください。  
電話 0865 (44) 7744